

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 2 月 28 日 (火曜日)

定期第 388 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

目次	ページ		
○告示		則及び神奈川県立学校の事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務室)	107
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(県土整備・都市整備課)	105	○人事委員会規則	
市街地再開発組合の事業計画の変更認可(県土整備・都市整備課)	105	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(人委・総務課)	107
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防課)	105	○公告	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	106	土地改良区清算人の退任届出(横須賀三浦地域県政総合センター)	107
神奈川県指定金融機関等の指定の一部改正(会計・指導課)	106	大規模小売店舗の新設の届出の概要(産業労働・商業流通課)	107
○教育委員会規則		都市計画の図書の写しの縦覧(県土整備・都市計画課)	108
神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規		開発行為に関する工事の完了(県西土木事務所)	108
		東京湾横断道路木更津人工島周辺海域における水産動植物の採捕等の禁止	108
		○入札公告	
		競争入札参加資格の認定手続(県土整備・建設業課)	109
		落札者等の公告(会計・調達課)	111

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第60号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年2月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 組合の名称
伊勢原大山インター土地区画整理組合
- 事務所の所在地
伊勢原市上粕屋1, 303番地
- 設立認可の年月日
令和3年1月8日
- 事業施行期間に係る変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和3年1月8日から令和9年9月30日まで	令和3年1月8日から令和10年12月31日まで

- 変更認可の年月日
令和5年2月28日

神奈川県告示第61号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年2月28日

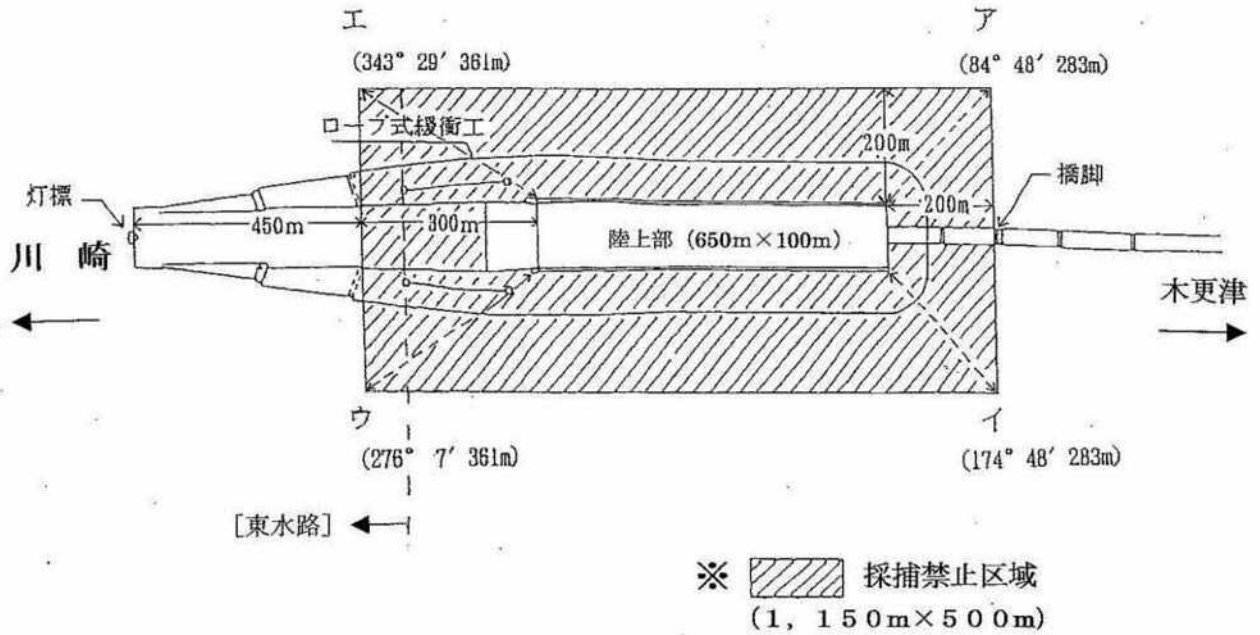
神奈川県知事 黒岩 祐治

- 組合の名称
厚木駅南地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
令和元年6月21日から令和6年3月31日まで
- 施行地区
海老名市河原口一丁目365番1から8まで、366番1から14まで、366番16、370番1及び2、371番1、372番、372番2から4まで、373番1及び2、374番1及び2、382番6及び8、382番14から19まで、391番6、396番1及び3、935番1及び2、936番1及び2、2,393番、2,394番、2,394番2から4まで、2,395番1及び2、2,396番並びに2,499番3から6まで
- 事務所の所在地
海老名市中新田二丁目12番33号
- 設立認可の年月日
令和元年6月21日
- 事業計画の変更の認可の年月日
令和5年2月28日

この公報は再生紙を使用しています

<p>令和 5 年 9 月 28 日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,392㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 位置については、届出書に添付された図面のとおり 53台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 位置については、届出書に添付された図面のとおり 計40台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 位置については、届出書に添付された図面のとおり 40.0㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置については、届出書に添付された図面のとおり 計9.45㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 入り口 1か所 出口 1か所 位置については、届出書に添付された図面のとおり</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和 5 年 1 月 27 日</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により湯河原町長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。 令和 5 年 2 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 湯河原都市計画土地地区画整理事業湯河原中央土地地区画整理事業</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課</p> <hr/> <p>都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和 5 年 2 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県県西土木事務所長 福 島 温</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td>650.77平方メートル</td> </tr> <tr> <td>開発許可を受けた者の住所</td> <td>足柄上郡開成町吉田島4, 352の 8</td> </tr> <tr> <td>開発許可を受けた者の氏名</td> <td>武相宅建株式会社 代表取締役 相澤 透</td> </tr> <tr> <td>開発許可年月日及び許可番号</td> <td>令和 4 年 8 月 25 日 神奈川県指令西土第610021号</td> </tr> </table> <p>一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号</p> <p>東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">令和 5 年 2 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">一都二県連合海区漁業調整委員会 会長 櫻 本 和 美</p> <p>（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）</p> <p>1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ア 海ほたる北東の突角から84度48分（真方位による。以下同じ。）283メートルの点</p> <p>イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点</p> <p>ウ 海ほたる南西の突角から276度 7 分361メートルの点</p> <p>エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点（指示の有効期間）</p> <p>2 この指示の有効期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。</p>	域の名称		開発区域の面積	650.77平方メートル	開発許可を受けた者の住所	足柄上郡開成町吉田島4, 352の 8	開発許可を受けた者の氏名	武相宅建株式会社 代表取締役 相澤 透	開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 8 月 25 日 神奈川県指令西土第610021号
域の名称											
開発区域の面積	650.77平方メートル										
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡開成町吉田島4, 352の 8										
開発許可を受けた者の氏名	武相宅建株式会社 代表取締役 相澤 透										
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 8 月 25 日 神奈川県指令西土第610021号										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">開発区域に含まれる地</td> <td>足柄上郡大井町西大井字押出175の 1 ほか 3 筆</td> </tr> </table>	開発区域に含まれる地	足柄上郡大井町西大井字押出175の 1 ほか 3 筆									
開発区域に含まれる地	足柄上郡大井町西大井字押出175の 1 ほか 3 筆										

[採捕禁止区域図]



入 札 公 告

競争入札参加資格の認定手続

調達の対象となる工事の請負等の契約を締結するために神奈川県が行う競争入札参加資格の認定の申請を次のとおり受け付けます。

令和 5 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達の対象となる工事の請負等の種類

(1) 工事の請負

土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

(2) 製造の請負

船舶の製造又は修理

(3) 工事に使用する物件の買入れ

工事用材料等

(4) 工事に使用する物件以外の物件の買入れ

複写、オフセット印刷、軽印刷、端物印刷、フォーム印刷、特殊印刷、書籍、機械・工具、土木建設機械（車両を除く。）、楽器、視聴覚機器、写真機材、情報処理用機材、事務機器、什器、文房具・事務用品、紙、印章、自動車、自転車その他の車類、自動車用品、医療機器、計測機器類（医療用のものを除く。）、理化学機器類、時計・メガネ、寝具、縫製品、帽子類、製靴、皮革、装飾・繊維、標章類、運動用品、看板、金物・雑貨、業務用厨房機器類、通信機器、家庭用電気機器、産業用電気機器・資材、冷暖房機器、種苗・飼肥料、農機具

(トラクターを除く。)、石油類（タンクローリーによる納品）、石油類（タンクローリーによる納品以外）、その他の燃料、消防防災用品、医療用薬品・衛生材料、産業用薬品、船舶・航空機、水道用機器材、発電用機器材、警察用品（制服・制帽を除く。）、建物、記念品・贈答品、福祉・介護用機器、教材・教具、その他の物品

(5) 清掃の請負（県の庁舎又はその敷地の維持管理に必要なものを除く。以下同じ。）

県の庁舎及びその敷地以外の清掃

(6) 地質調査、環境影響調査、損失補償に係る建物等の調査又は測量の委託

(7) 工事の設計（工事に関する調査、企画及び立案を含む。以下同じ。）又は監理の委託

設備工事、建築工事、河川、砂防、海岸及び海洋部門の工事、港湾及び空港部門の工事、電力土木部門の工事、道路部門の工事、上水道及び工業用水道部門の工事、下水道部門の工事、農業土木部門の工事、森林土木部門の工事、水産土木部門の工事、造園部門の工事、都市計画及び地方計画部門の工事、地質部門の工事、土質及び基礎部門の工事、鋼構造及びコンクリート部門の工事、トンネル部門の工事、施工計画、施工設備及び積算部門の工事、建設環境部門の工事、機械部門の工事、電気及び電子部門の工事、廃棄物部門の工事

(8) 一般業務の請負等（工事、製造若しくは清掃の請負又は地質調査、環境影響調査、損失補償に係る建物等の調査、測量若しくは工事の設計若しくは監理の委託以外の請負又は委託をいう。以下同じ。）

県の庁舎又はその敷地の維持管理に必要な清掃、廃棄物処理、クリーニング、運搬・保管、総合建物管理、建物設備保守管理、汚水処理施設等保守管理、警備・受付、消防施設保守管理、電気通信設備保守管理、エレベーター保守管理、害虫駆除、映画・ビデオ製作、航空写真・図面製作、デザイン